

種牡牛の育成

林 正 夫

最近の和牛界の不況は深刻だ。これは生産が予定どおり伸びたのに反して、消費が伸び悩み相対的に生産過剰の現象を生じたのが最も大きい原因とされている。だから牛価の値下りも岡山県のような生産地の犢に一番ひどい。こんな情勢がここ2年ばかり続いているので、最近和牛の生産意欲が非常に衰えて来た。岡山県でも昭和29年に38,000頭近い生産頭数だったが、その後30年、31年と年々数千頭ずつ減るだろうと見られている。

つぎに人工授精について、昭和19年に今の加茂家畜保健衛生所で岡山県内で初めて和牛の人工授精が実用化されたが、昭和30年には種付牝牛の7割近くが人工授精されている。一方種牡牛の頭数は昭和19年の400頭が今では大体半数の200頭に減っている。種牡牛1頭当りの年間種付牝牛頭数は昭和30年には160頭で昭和19年の60頭に比べると実に2倍以上にもなっているけれども、将来殆どの種牡牛を人工授精に供用するとしたとき、内輪に見て1頭の種牡牛が年間平均300頭の牝牛に種付すれば、今位の生産をあげるには将来は今の半数の種牡牛で事足りる勘定になる。

以上の2つのことから、今種牡牛の需要は非常に減っているが、将来これが少なくなるとも、決して増えることはないだろう。

この頃では余程いい育成牛でないと種牡牛として

供用されなくなった。1頭の育成牛を仕上げるのに大体20万円位のコストと見られるが、幸い種牡牛に仕上げる事ができてトントン、不幸にも屠場送りになれば1年間苦勞した酬いがモトの半値にもならないという悲惨な結果を生んでしまう。最近は全国的にこんなヒドイ目にあう育成家が増えて来て、岡山県でもために産を傾ける程の者も出ている。

種牡牛の育成が今のような状態で放りっぱなしにされれば、やがて「優秀な種牡牛育成技術」が減ぶだろう。育成家の中の幾人かが倒れてもこれを育成家個人の問題として放っというていいだろうか。断じて否である。優れた種牡牛資源を確保するためには、どうしても育成家に頑張ってもらうように、緊急に対策をたてる必要がある。

去る3月14日岡山市で中国和牛主任者が会合した（先月参照）ときも論議の焦点が種牡牛育成のことだった。一方全国和牛登録協会でもこの問題をとりあげて、先般来2回に亘って懇談会ないしは協議会を招集してこの「瀕死の重患」をどうして救うかということを協議した。また岡山県でも県内情勢に即応した対策を練るため去る5月29日に協議会を開いた。これらについてのあらましを幾らか解説をはさみながら次に述べよう。

項目別	年次	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	大分	鹿児島	全国計	全国平均
	昭和									
素牛購入頭数	27	240	227	65	147	127	112	76	1,350	112.5
	31	—	—	33	57	44	64	—	444	49.3
育成頭数	27	201	250	120	157	162	100	68	1,352	112.5
	31	—	282	33	59	44	79	—	443	49.2
仕上頭数	27	158	182	58	80	102	78	62	913	76.0
	31	—	105	27	2	30	41	—	250	27.7
売却頭数 2才	27	128	148	45	70	50	71	29	657	54.8
	31	—	101	22	15	18	26	—	166	11.8
売却頭数 3才	27	4	8	5	2	12	7	—	67	5.6
	31	—	—	5	22	3	—	—	34	3.8
1頭当り 最高 （千円格）	27	360	600	510	450	630	250	180	—	630.0
	31	—	620	450	450	350	300	—	—	700.0
1頭当り 最低 （千円格）	27	100	110	150	80	120	65	80	—	60.0
	31	—	85	120	50	130	70	—	—	50.0
平均 （千円格）	27	210	193	350	231	186	160	120	—	176.0
	31	—	241	250	180	150	100	—	—	231.0

筆者註（戦後種牡牛育成事情の最もよかった昭和27年と比べて、昭和31年には殆どどの県が育成頭数がグンと減って、鳥取県を除いては、各自県内の種牡牛を更新するに足る程度の実績に止っている。）

岡山畜産便り1956.07

(一) 全国和牛登録協会主催和牛育成懇談会

5月18日京都の全国和牛登録協会で、農林省神尾畜産課長などの臨席のうちに、中国5県（山口県を除く）と九州3県（大分、宮崎、鹿児島）の県・関係団体・種牡牛育成家など全部で42人が集って種々懇談した。これについて述べると先ず

(1) 各県における過去及び現在の育成事業各県からの説明にかえて、畜産局畜産課が調査した資料（昭和31. 5. 15）から関係分を次に掲げると上表の通り。

(2) 県の育成に対する今後の見通しとこれに対する要望

異口同音に今後ますます深刻になるだろうとの見通しだった。要望事項としては、

(イ) 国有貸付種牡牛の購買制度を復活してほしい

(ロ) 地方庁の種牡牛設置に対する国補の単価を引き上げてほしい。

(ハ) 改良上価値の乏しい不良牡牛を供用できないように、家畜改良増殖法を改めてほしい。

(ニ) 育成に対して、奨励金とか補償金のようなものを交付してほしい。

(ホ) 種畜については国と県とが全面的に責任をもってほしい。

(ヘ) 中国地方の主な生産県はお互に横の連絡をとって、血統上の条件などを揃えて同一歩調で育成してほしい。また生産地は話し合っただけであらかじめ育成頭数を計画的にきめたらどうか。

(ト) 国は毎年全国で必要な種牡牛の頭数を調査して、これに見合った育成計画を樹てるように、主な生産地へ指示してはどうか。

などが主な事項だったと記憶している。

さてここで私は考えるのに、(イ)と(ロ)については誠に当然の要望で、これが早急に実現されれば起死回生の妙薬だ。(ハ)については今のような種畜検査では全く困りもので、粗悪品は規格外として検査をとらないように何らかの形で実行しない限り、現行の法律は「増殖法」であって「改良」のために十分に

は役立たないのではなかろうか。(ニ)はこれが実現されれば誠に有効な施策であろうが、これは他力本願でなく育成家がお互いの中で相互扶助の精神で解決するのが筋道だろう。(ホ)は極めて当然のことで独り種畜は公益性の大きいものだから、国なり県なりが確保して要所に配するのが理想だろう。従って国や県が十分な予算をもって優れた種畜を確保することができれば一番いい。(ヘ)について、今中国各県は遺伝的な不良因子をもつ系統の牛をなくして、早く経済性の高い優秀な牛をつくろうとして、優良牛の計画生産育成に大奮であるが、現段階ではまだ充分歩調が揃っていない点もあるから、こんな要望が（中国以外の県から）出た際に、統一された方法による時期が来たものと解すべきではないか。(ト)については今大体全国に6,000頭の種牡牛がいて、1頭の種牡牛から年平均100頭位の犏を生産するに過ぎないが、今かりにこれらがすべて人工授精によれば、種牡牛の数は更に少なくて足りるだろう。ただし今の種牡牛の中には「改良上」いわば無価値に等しいものも相当あるだろうと「私は想像する」ので、こんな種牡牛を全部「改良上」価値のあるものに置きかえ、更にこれを要所に配して効率的に人工授精に供用すれば、年々どの位の優秀な種牡牛が更新用として必要かということが数字で或程度つかめるのではないか。そしてこれらを「どこで」、「何頭位」育成したらいいかについて、国が地方庁と協議して計画を樹てることができれば、育成の無駄が大いに省けて助かるだろうと思う。

さて各項目について相当主観的な解説をあえてしたが、次にこの懇談会の最後のしめくくりとしては

(3) 今後の対策

(イ) 各県毎に種牡牛育成組合を1本にまとめる（育成組合連合会又は協議会のようなものに）

(ロ) 国は種牡牛育成を助長するように、規程などを設けて地方庁をとおして団体に助成されたい。

(ハ) この会の出席でもって種牡牛育成協議会を

岡山畜産便り1956.07

結成、6月上旬協議を再開する。

ということがきめられた。

(二) 全国和牛登録協会主催種牡牛育成協議会

6月11日京都の全国和牛登録協会での前回のように中国5県と九州3県の関係者が集って主催者を合わせて23名でいろいろ協議した。これらを要約すると次の2、3の項目に尽きる。即ち

(1) 種牡牛育成協議会の発足

郡市単位の種牡牛育成組合が各県それぞれ幾つかずつあるが、これらを構成員(差し当って23組合)として全国的な種牡牛育成協議会が結成された。

(さきの懇談会では県1本の種牡牛育成組合連合会がこの協議会の構成員となる考え方だった)

規約によると、この会の目的は「経済性の高い優秀な和種々牡牛を確保」するため「育成組合の健全な発達」をはかることにある。先ず手始めの仕事として国有種牡牛の購買貸付と優良種牡牛の計画生産育成に必要な調査事業費等の国補を予算化して貰うよう畜産局へ陳情することになった。

主な事業として毎年2月までに各府県から翌年度の主な事業として毎年2月までに各府県から翌年度の所要種牡牛の予約申込みを受けて、これによって構成員である各育成組合別に育成計画をたてることになっているが、計画どおり実施されると、種牡牛育成のロスには眼に見えて減るだろう。

なおこの会は必要に応じて会長が評議員(中国各県2名ずつ、他は1名ずつ)会を開いて運営することになっている。

(2) 和種々牡牛確保委員会

各県の実情に即した形で県・団体学識経験者などを構成員とし、主に「経済性の高い優良種牡牛の生産育成に必要な諸事項を審議」して、県へ建議したり、育成組合を指導したりする。

(3) 種牡牛並びに種牡牛の選定基準と遺伝能力検定(後代検定)

これら技術的な事項についても協議され、それぞれ規約を設けて実施することを申し合わせた。

前に述べたように全国的な規模による育成協議会が発足して、全国の種牡牛の需給調整を行えば、種牡牛の血統条件などの規格を統一する時期だと私は思う。

(三) 岡山県主催種牡牛育成協議会

5月29日県畜連へ阿哲、真庭、苫田、川上など主な生産地の団体その他関係者の参集を求めて協議した結果を、6月6日付で農地経済部長名をもって関係の向へ通知したので、次にこれを掲げる。

1 種牡牛育成家及び育成団体について

(A) 県単位の種牡牛育成組合連合会(仮称)をつくる。

この構成員は阿哲、新見、川上、真庭、苫田、津山、上房、高梁、勝田及び久米の各郡市単位の既存の種牡牛育成組合又は畜産農協連合会とする。

なお、育成組合連合会を法人とすかどうか或は運営の方法をいかにするかなどについては、今後研究する。

(B) 種牡牛の育成を、より一層計画的に行う。

県の優良種雄牛生産育成要領による優良種雄牛計画育成の線に副って育成素牛の選定を行う。

なお、選定された優良素牛は、評価委員会(仮称)によって適正な評価を行い、適当と認められる育成家に配給することによって、育成ロスを最少限度に止めるよう努力する。

(C) 育成種牡牛の販売は育成組合が自主的に行う。

この際種牡牛として販売したものからは、一定額の販売手数料を徴収し、これをもって販売諸経費並びに種牡牛として販売することのできなかつた他の育成家への補償金に充当する。

(D) 現在の育成技術において、仕上げの時季が秋季に偏していること、育成期間が長期に過ぎること等、今後研究を要することが相当であると認められるので、育成家は育成技術について一層の研究を怠らないこととする。

2 県について

(A) 現行の岡山県種雄牛生産育成要領による優良種

岡山畜産便り1956.07

牝牛の計画育成を強力に推進することはもちろん、新しく優良牝牛の認定制度を設けて、この事業をより強化することとする。

(B) 種牝牛の配置をより計画的に行い優良種牝牛を効率的に利用することとし、この計画に副って種牝牛育成の計画頭数を割出すことに努める。

(C) (B) によって育成された種牝牛については県で購買するか又は県外への販路拡張を図るように努めることとする。

(D) 和牛試験場における種牝牛の育成は、試験研究を主体とすることが望ましい。

3 国に対して

(A) 国有種牝牛の購買貸付を復活実施されるよう要望する。現行の県の種雄牛施設費に対する2分の1以内の補助では単価の見積もりが低額に過ぎるため、府県においては、勢い次善の種牝牛でまかなわざるを得なくなり、優良種牝牛の設置は困難で改良増殖上の効果が充分とはいえないので、往時のように国が産地より優良牛を直接購買して貸付することを要望する。

(B) 家畜改良増殖法による種畜検査の基準では、優良種牝牛だけを供用して改良増殖に高度に利用することはむずかしいので優秀でない種牝牛の供用をはばむような何らかの指導措置をとられることを要望する。

(C) 種牝牛育成事業の助長策として、県をとおして、育成団体への何等かの補助政策を講ぜられるよう要望する。

(D) 全国的視野に立って、統計資料による年間の種牝牛更新計画（ひいては育成計画）を樹立し、各県への情報を提供されるよう要望する。

ここで岡山県だけの問題として研究を要すると思われる2、3について触れると、

(1) 現行の「優良種雄牛生産育成要領」による認定牛の制度を厳重に推し進めて、岡山県産牛の信用を対外的に一そう高めるよう努力すること。

(2) 最近育成素牛は殆んど阿哲産に限られているが、

改良上の見地からはいろいろな系統の、形質の異ったものが多い方がいいから、他の生産地で優良系統から素牛を選んで育成することを積極的にすること。

(3) 和牛試験場の育成事業については「民間の優秀な育成技術」を保護助長する観点からあくまで試験を目標として、その手段方法として育成する方向をとるのが本当の在り方だろうと思われること。などが挙げられる。

さて以上誠にまとまりがなく、徒らに紙面を費したようだが、冒頭に述べたようにここで国も県も団体も育成自体も全部が「優良種牝牛を確保するために育成事業をどうしたらよいか」ということに問題をしばって衆知を集めないと悔を千歳に残すだろう。私も関係各位の叱責をいただいて問題の解決に努めたいと思っている。(昭31. 6. 19)